

鳥取市犯罪被害者等支援条例

逐条解説

鳥取市総務部人権政策局人権推進課

目 次

第1条	目的	2
第2条	定義	3
第3条	基本理念	4
第4条	市の責務	4
第5条	市民の責務	5
第6条	相談及び情報の提供等	5
第7条	見舞金の支給	6
第8条	日常生活の支援	6
第9条	居住の安定	6
第10条	広報及び啓発	7
第11条	委任	7
附 則		7

鳥取市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

【解説】

誰もが、ある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族になり得る可能性があります。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による間接的な被害、いわゆる「二次的被害」に苦しめられることも少なくありません。

誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている状況を受け、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定されました。

犯罪被害者等の支援は多岐にわたることから、社会全体で支えていく必要があります。本市は、日常生活を支える施策を展開する身近な行政機関として、犯罪被害者等の支援に関する基本理念並びに市及び市民の責務等を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ります。

[参考]

犯罪被害者等基本法

前文

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民 市内で暮らし、働き、学び、又は事業を営む全ての人をいう。

【解説】

「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第1項に基づき、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規により、刑罰を科せられる行為をいいます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいいます。例えば、以下のような行為が該当します。

(1) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいい、具体的には、特定の人に対して、つきまとい、見張りをするなど、不安を抱かせることをいいます。

(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいい、具体的には、人格を否定するような暴言などの精神的暴力等をいいます。

(3) 「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等をいい、具体的には、適切な食事を与えず、子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいいます。

「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第2項に基づき、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいいます。

「二次的被害」とは、被害後に周囲の者の言動や報道等による精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいいます。

「市民」とは、市内に在住する人、市内で働き、もしくは学ぶ人又は市内において事業もしくは活動を行う団体をいいます。（鳥取市自治基本条例第2条による）

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

【解説】

本条例の基本理念は、『犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）』の理念に基づいています。

1 憲法に規定する個人の尊厳の理念は、犯罪被害者等についても当然に尊重されるべきものであり、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべきことを明らかにしたものです。その権利とは、その人がその人らしく安心して暮らすため、生命や財産が守られ、精神的、身体的、経済的な自由や教育の保障など、様々な支援を受けられることを意味します。

2 犯罪被害者等が置かれている状況や事情は千差万別であり、犯罪被害者等に係る具体的状況に応じて、必要かつ有効な施策を適切に講じるべきことを明らかにしたものです。

3 犯罪被害者等への支援は再び平穏な生活を営むことができるまで、途切れることなく、適切な支援を提供することを定めたものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し市の状況に応じた総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担をふまえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたるとともに、国、県、警察や関係支援団体による様々な支援があります。市は、警察や（公社）とっとり被害者支援センターなどの支援機関と相互に連携し、その施策を補完しながら、市の行政サービスの提供や見舞金制度の創設などの施策を講じ、総合的な支援を行います。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

犯罪被害者等の支援は、地域社会における配慮や支えられることが大切です。市民一人ひとりが、支援の担い手として犯罪被害者等への正しい認識や理解を深める啓発研修等への参加や二次的被害の発生防止に努めること、また、事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について、職場の理解と協力、配慮に努めるなど、市や関係機関等が実施する施策への協力をお願いします。

[参考]

○鳥取市自治基本条例

(定義)

第2条 (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

市の総合窓口を人権推進課に設置し、庁内の各相談窓口と連携して対応します。

本市と鳥取県警察本部は「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」を令和4年10月21日に締結しました。

警察や公益社団法人ととり被害者支援センターなどの支援機関と密接に連携し、連絡調整を行うことで、被害者等の負担を軽減しながら相談に応じるとともに、犯罪被害者等が望まれる情報の提供や助言を行います。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要

な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

犯罪被害者等への経済的支援としては、警察が支給する「犯罪被害等給付金」と、地方自治体が支給する「犯罪被害者等見舞金」があります。

本市においても、被害直後の経済的な支援を行うため「犯罪被害者等見舞金制度」を創設し、見舞金を支給します。支給に必要な事項は要綱にまとめ、市長が別途定めます。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等の多くは、犯罪等による直接的な精神的・身体的・財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続等への対応などにより生活は一変します。

市は、国や県、警察等が行う様々な支援策と相互に連携しながら、犯罪被害者等の状況に応じ、福祉サービス（障がい者支援、生活保護、生活困窮者支援、育児支援など）を提供するとともに、行政手続きの支援（死亡届や保険・年金手続きのワンストップサービス）や、納税や就労についても相談を受け付けます。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第16条に基づく規定で、犯罪被害者等が、犯罪等によりこれまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合に、一時的に市営住宅を提供し、居住の安定を図ります。ここでいう市営住宅等とは、「鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例」、「鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例」、「鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」で定義する住宅を指します。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

【解説】

市は、市報や公式ウェブサイトによる広報や研修やパネル展などの啓発を行い、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性等について市民への理解を深め、犯罪被害者等を支援していく気運の醸成を図ります。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

見舞金の支給など条例の施行に必要な事項は、市長が別途定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

条例は、公布の日から施行します。